

今治市契約規則（平成 17 年規則第 63 号。以下「契約規則」という。）第 5 条の規定に基づき、次のとおり一般競争入札を執行するので、同規則第 6 条第 1 項の規定により公告する。

令和 8 年 1 月 9 日

今治市長 徳永 繁樹



1 入札に付する事項

(1) 件名 しまなみ総合庁舎で使用する電力調達事業

(2) 予定購入電力量
仕様書のとおり

(3) 履行期間

令和 8 年（2026 年）4 月 1 日 0 時から令和 9 年（2027 年）3 月 31 日 24 時まで

(4) 事業の目的

庁舎で消費する電力はすべて再生可能エネルギーを活用し、設置するソーラーパネルの発電電力のみならず、ソーラー発電以外の購入電力においてもすべて再生エネルギーを活用し、ゼロカーボンを実現することを目的とします。

2 入札参加資格

入札参加者は、次の全ての要件を満たしていること。

(1) 本公告の一般競争入札参加資格審査申請までに、今治市物品調達等競争入札参加資格に関する要綱（平成 22 年今治市要綱）の規定により、入札参加資格者として認定されている者であること。

(2) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条の 2 による小売電気事業の登録を受けている者であること。

(3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

(5) 過去 5 年間に国又は地方公共団体と電力の調達契約（「電力の地産地消事業」）と種類をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、これらを誠実に履行した者であること。

- (6) 公告日から落札決定の間において、今治市建設工事指名停止措置要綱（平成 17 年今治市要綱第 18 号）に基づく指名停止措置を受けている期間がない者であること。
- (7) 今治市暴力団排除条例（平成 22 年今治市条例第 50 号）第 2 条第 1 号から第 3 号までの規定に該当しない者であること。

3 契約事務担当課

〒794-8511 愛媛県今治市別宮町一丁目 4 番地 1
 今治市 総務部 総務政策局 総務調整課
 電話 0898-36-1502 FAX 0898-32-5211
 ホームページ <https://www.city.imabari.ehime.jp/soumuk/>
 メールアドレス soumuk@imabari-city.jp

4 契約締結までのスケジュール

契約締結に至るまでのスケジュールは、下記のとおりである。なお、予定であり変更することがある。

入札公告	令和 8 年 1 月 9 日（金）
入札参加資格審査申請書類の提出期限	令和 8 年 1 月 26 日（月）
入札参加資格審査結果の通知期限	令和 8 年 1 月 30 日（金）
仕様書等に対する質問書の提出期限	令和 8 年 1 月 30 日（金）
仕様書等に対する質問の回答期限	令和 8 年 2 月 3 日（火）
入札、開札及び落札者の決定	令和 8 年 2 月 10 日（火）
契約の締結	令和 8 年 2 月

5 仕様書等の交付

仕様書等の関係書類は、3 の担当課ホームページからダウンロードすること。

6 入札参加資格の審査申請

この入札に参加を希望する者は、2 に掲げる入札参加資格を有することの審査を受けるため、次のとおり競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）及び競争入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を提出しなければならない。

なお、期限までに申請書及び確認資料を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この一般競争入札に参加することができない。

(1) 提出書類

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第 1 号）
- イ 競争入札参加資格確認通知書返信用封筒（長形 3 号封筒・宛名等記載・切手貼付）

(2) 提出期限

令和8年1月26日(月) 午後5時まで

(3) 提出時間

午前9時から午後5時まで(今治市の休日を定める条例(平成17年条例第2号)第1条第1項に規定する本市の休日(以下「休日」という。)を除く。)

(4) 提出先

3に同じ

(5) 提出方法

持参又は郵送によること。なお、郵送については、提出期限までに必着のこと。

(6) 審査結果の通知

申請者には、令和8年1月30日(金)までに次に掲げる事項を記載した競争入札参加資格確認通知書(様式第3号)を郵便で発送する。なお、電話等による結果の問い合わせには、一切応じない。

ア 入札参加資格を有すると認めた者にあつては、入札参加資格がある旨

イ 入札参加資格を有しないと認めた者にあつては、入札参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(7) その他

ア 申請書及び確認資料の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 市長は、提出された申請書及び確認資料を、入札参加資格の審査以外に申請者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書及び確認資料は返却しない。

7 入札参加資格を有しないと認めた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格を有しないと認められた者は、その理由について次のとおり書面(様式は任意)により市長に説明を求めることができる。

ア 提出期限 令和8年2月3日(火) 午後5時まで

イ 提出時間 午前9時から午後5時まで(休日を除く。)

ウ 提出先 3に同じ

エ 提出方法 持参又は郵送によること。なお、郵送については、提出期限までに必着のこと。

(2) 市長は、(1)の説明を求められたときは、令和8年2月5日(木)までに説明を求めた者に対し理由説明書を郵便で発送する。

8 仕様書等に対する質問及び回答

(1) 入札説明会は行わない。仕様書等の内容に関する質問がある場合は、書面にて提出すること。

- ア 提出書類 質問書（様式第4号）
イ 提出期限 令和8年1月30日（金） 午後5時まで
ウ 提出時間 午前9時から午後5時まで（休日を除く。）
エ 提出先 3に同じ
オ 提出方法 質問の内容を簡潔にまとめて記載し、3の担当課メールアドレスに電子メールにより提出した後、電話により着信を確認すること。これ以外（電話、ファクシミリ、口頭等）による質問は受け付けない。

- （2）（1）の仕様書等に対する質問の回答を3の担当課ホームページにおいて公表する。
なお、電話及び口頭での回答など個別には対応しないとともに、適切でないと判断された質問については、回答しない旨を回答書に記載することがある。また、質問の内容によっては、回答日前に回答する場合もある。

- ア 回答日 令和8年2月3日（火）

9 入札及び開札

（1）入札の日時及び場所

- ア 入札日時 令和8年2月10日（火） 10時00分
イ 入札場所 第1別館8階 181会議室
ウ 入札者は、入札指定時刻の10分前までに競争入札参加資格確認通知書（様式第3号）を提示し受付を終え、入札会場で待機すること。

（2）開札

入札終了後直ちに（1）の場所で行う。

（3）入札書の作成要領

- ア 合計金額で入札に付する。ただし、契約については、単価（税込み）により行うものとし、入札においては基本料金、月別の電力量料金などの単価を設定する。
イ 入札書（様式1-1）に入札金額内訳書（様式1-2）（以下「内訳書」という。）を貼り付け、入札者が割り印の上、提出すること。なお、入札書及び内訳書には、消費税及び地方消費税相当額を含めた金額を記載すること。
ウ 郵送又はファクシミリによる入札は認めない。
エ 内訳書が添付されていない入札は無効とする。
オ 入札金額内訳書（様式1-2）に記載する単価は、本事業の目的の一つである電力調達コスト削減の趣旨に鑑み、中国エリア管内の旧一般電気事業者の小売部門が定める料金単価を上回らないよう設定すること。

（4）入札方法等

- ア 入札回数は、2回までとする。
イ 入札において、予定価格以下の入札がなく、落札者がいないときは、地方自治法施

行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により、入札において、有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札参加者と随意契約の交渉を行う場合がある。

ウ 応札がない場合は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により、市の指定する小売電気事業者との随意契約に移行する。

(5) 落札者の決定等

予定価格以下の価格で、最低入札価格の者を落札者とし、契約は単価契約とする。落札者となるべき者が 2 者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

10 入札の無効

公告において示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者の入札及び今治市しまなみ総合庁舎で使用する電力調達事業入札心得（以下「入札心得」という。）において示した条件等入札に関する条件に違反する者のした入札は無効とし、これらの入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

なお、市長が入札参加資格のある旨を確認した者であっても、入札時点において 2 に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

11 入札手続き等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 契約金額の 10 分の 1 に相当する額以上。ただし、今治市契約規則第 61 条各号のいずれかに該当する場合は当該条項により免除

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 契約金額は、内訳書に記載された電力量料金等単価とする。

(5) 電力量料金等の支払いは、毎月後払いとし、詳細は仕様書によるものとする。

12 入札の中止等

入札までの間にやむを得ない事由のため、当該契約の入札を延期又は中止することがある。なお、中止になった場合でも、申請書及び確認資料の作成費用は申請者の負担とする。

13 異議の申立て

入札を行った者は、入札後、契約規則、仕様書等の関係書類についての不明を理由として異議を申し立てることができないものとする。

14 その他

- (1) 入札参加者は、契約規則、その他関係法令を遵守すること。
- (2) 入札心得を承知すること。
- (3) その他、入札に関しての問合せ先は、3に同じとする。
- (4) 当該業務に係る入札は、年度開始前に執行する入札であるため、当該業務委託に係る令和8年度予算が議会の議決を得たときにその効力を発するものである。